

第4回懇談会（H29.2.21）の振り返り

（各委員の発言から抜粋）

第3回懇談会（H29.1.29）の振り返りの加筆訂正

<自治基本条例の必要性について>

- ・ 他自治体の自治基本条例の条文や地方自治法の条文を引用するのではなく、時代に合わせたかたちで、一歩先を進めていく市民参加の内容にすることが必要である。
- ・ **議会・行政を縛る目的は勿論だけでなく**、市民自治を促すような内容にすることが必要である。
- ・ **武蔵野がやってきた良き伝統を一步でも二歩でも進めていくような、向上させていくような条例にしないと意味がないのではないか。**

<アンケートの案について>

- ・ 性別の欄を設けたらという意見があったが、市政に関するアンケートについては、相対的に男女であり相違がない。従って、今回は、性別の欄を設けない。
- ・ 国、都道府県、区市町村と対等の関係であるので、質問項目に「自治権」について設ける。⇒ 問11の質問事項
- ・ 問5 あなたは、**機会があれば**、市政に対して意見を出したり、行政活動に参加したりしたいと思いますか。・・・市民自治が前提なのだから「機会があれば」という文言はいらない。
- ・ 議会と議員活動は、全く別ものである。⇒ 「議会」についての質問事項のみ。
- ・ 問9 **あなたは、市議会の活動についてどのくらい関心がありますか。**また、その理由をお答えください。
- ・ 問11の質問事項・・・「まちづくりに積極的に参加すること」と「地域のコミュニティに参加すること」について、内容が重複しているのではないか。
- ・ 問11の質問事項に「行政への監視」を設けるべき。
- ・ 「アンケート調査へのご協力をお願い」の前文の内容がややわかりにくい。専門用語が多く使われて印象がある。多くの市民にアンケートに協力してもらうことを考え、わかりやすい文章にしてほしい。

<情報公開について>

- ・ 「武蔵野市バリアフリー基本構想の中間評価」（資料8）について、根拠は？自治基本条例では、総合計画・個別計画策定後の進捗状況を示していく中間評価を公表することについて、条文で明記し、担保させる役割を持たせるべきである。
⇒ **法的根拠ができる。（法的拘束性）**

- ・ 「知る権利」の対象・・・行政、議会
- ・ 「知る権利」…いかなる人への開示。誰が聞いても教える。
- ・ 文書の開示請求では、いかなる人も開示請求できるということになれば、外国に住んでいる人からの開示請求に対しても、きちんと対応しなければならない。
- ・ 1つ1つの会議を全部公開ができるのか。
 - 会議によっては非常にプライベートな問題を扱う場合もある。
- ・ 会議を公開するという事は、事前に「その会議を公開します」という周知をしなければならなくなる。
 - 公開を前提すると、1ヵ月以上先でないと会議の設定ができない。
 - (例) 市報での周知方法…原稿締切等の関係で、準備期間として1ヵ月前に決定しないと、記事として掲載できない。
- ★ 行政のほう開催する会議は、あらかじめ公開するという事を市報で知らせる。
 - 少し厳格に考えすぎ。例) 議会の公聴会を開催するときは、予告しなければならないが、手続が煩雑。⇒ 公聴会を柔軟に開催することができない。
- ・ 公聴会などでの公開のお知らせについて、「ホームページや市役所前の掲示板などをこまめに見てください。」などと周知する方法がある。
- ★ 非公開文書について、ある時期になったら、公開することができるのか。アメリカの公文書では、非公開文書の取扱いについて、・・・年が経過したら公開できる文書もある。武蔵野市でも、このような方向性で進めていけるようにしてほしい。
- ・ 個人情報保護…自己情報のコントロール権。自分の情報がどのように集められて、どういうふうに使われているか。これを自分が知りたいという権利が前提になっている。
- ★ 個人情報を行政が使った、あるいは個人情報を行政が使うことのほうが社会的に合理性があるだろうという範囲であれば、本人の了解または法律なり条例なりの前提によって開示をする。
 - ⇒ 外部に情報提供するという制度、仕組みをこれから考えていかなければならない。
- ・ 個人情報は絶対的に守るとして、それを今後どのように利用していくかという調整規定を前提に検討してもらいたい。
- ・ 個人情報の保護も時代とともに必要になることがどんどん変わる。世の中から要請される中身も変わっていく。
 - 例) マイナンバー制度…個人情報のほかに特定個人情報という概念も出てきた。
- ・ 市民参加であれば、自治基本条例の中で事前手続をどのように住民にお知らせしていくのかが必要である。

5 論点に対する考え方の選択肢に対する懇談会としての方向性

(1) 知る権利

① 明示的な規定を行うかどうか。

 ア 知る権利について明示的に規定する。(11/11) イ 知る権利について明示的に規定しない。(0/11)

② 対象をどうするか。

 ア 執行機関の保有情報に限る。(9/11) イ 執行機関及び議会の保有する情報とする。(2/11)

(2) 説明責任

① 明示的な規定を行うかどうか。

 ア 説明責任について明示的に規定する。(10/11) イ 説明責任について明示的に規定しない。(1/11)

② 主体をどうするか。

 ア 執行機関とする。(8/10) イ 執行機関及び議会とする。(1/10) ウ 市民等（市民団体、NPO など）を含む。(1/10)

(3) 個人情報の保護

① 明示的な規定を行うかどうか。

 ア 個人情報保護について明示的に規定する。(10/11) イ 個人情報保護について明示的に規定しない。(1/11)

② 主体をどうするか。

 ア 執行機関とする。(7/10) イ 執行機関及び議会とする。(2/10) ウ 市民等（市民団体、NPO など）を含む。(1/10)

※武蔵野市個人情報保護条例第4条に「市民の責務」規定あり

(市民の責務)

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、相互に基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めなければならない。

(4) 範囲

① 対象をどうするか。

ア 全般的な理念的な規定を置く。(11/11)

イ アに加えて全ての計画についての規定を別に置く。(1/11)

ウ アに加えて長期計画・調整計画及びその他の重要な個別計画についての規定を別に置く。(3/11)

エ アに加えて長期計画・調整計画についての規定を別に置く。(0/11)

オ その他計画以外に具体的な事項を入れる。

② タイミングはいつが適切か。

ア 策定過程(7/11)

イ 策定時

ウ 実施状況(評価)(7/11)

③ 程度をどうするか。

ア しなければならない、と義務的規定とする。(7/11)

イ するように努めるものとする、と努力規定とする。(4/11)

(5) その他

① 会議の公開

ア 会議の公開について明示的に規定する。(3/11)

イ 会議の公開について明示的に規定しない。(8/11)